

宅地造成の手引

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

目次

概要	1
1 趣旨	1
2 用語の定義（法第2条）	1
(1) 宅地（法第2条第1号，令第2条）	1
(2) 宅地造成（法第2条第2号，令第3条）	1
(3) 土地の形質の変更（令第3条）	1
(4) 崖（令第1条第2号）	5
3 宅地造成工事規制区域（法第3条）	5
4 許可を要する工事（法第8条第1項，法第12条第1項）	6
5 宅地造成に関する工事の技術的基準等（法第9条，令第4条～第15条）	6
6 届出を要する工事等（法第15条，令第18条）	6
7 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格	6
8 工事完了の検査（法第13条）	7
9 監督処分と罰則（法第14条，第27条～第31条）	7
10 宅地保全の義務（法第16条，第17条）	8
11 他の法令等との関係	8
許可申請の手続	10
1 許可申請の流れ	10
(1) 事前手続の概要（フロー図）	10
(2) 許可手続等の概要（フロー図）	11
2 許可申請の手続	12
(1) 事前審査	12
(2) 地下車庫の審査	12
(3) 許可申請	12
ア 窓口	12
イ 許可申請書等の作成（法第8条，規則第4条）	12
ウ 許可申請書等の提出部数	12
エ 必要書類及び図面	13
オ 手数料（京都市都市計画関係手数料条例第2条）	13
カ 注意事項	13
その他の申請，届出等	15
1 工事着手日等の届出（細則第4条）	15
2 変更許可の申請（法第12条第1項，規則第25条）	15
3 軽微な変更の届出（法第12条第1項，規則第26条）	15
4 工事の完了検査申請（法第13条）	15
(1) 完了検査申請書の提出	15
(2) 完了検査申請書の添付資料	15

(3) 検査済証の交付	16
5 工事の中止の届出（細則第7条）	16
その他	17
1 標準処理期間.....	17
2 申請手数料（京都市都市計画関係手数料条例第2条）	17
3 書類・図面の作成要領	19
別表Ⅰ 宅地造成に関する工事の許可申請手続に必要な書類・図面の作成要領	19
(1) 書類	19
(2) 図面	20
(3) その他計算書等	25
別表Ⅱ 地下車庫の審査申出に必要な図書	26
資料	27
○京都市宅地造成等規制法施行細則	27

本書における法令等については、次表に掲げる略称を使用しています。

略号	法令等名称
法	宅地造成等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）
令	宅地造成等規制法施行令（昭和37年1月30日政令第16号）
規則	宅地造成等規制法施行規則（昭和37年2月20日建設省令第3号）
細則	京都市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年11月13日規則第67号）
審査基準	宅地造成等規制法に基づく宅造許可審査基準

概 要

1 趣旨

宅地造成等規制法は、宅地造成工事規制区域（宅地造成に伴い^{がけ}崖崩れ若しくは土砂の流出を生じるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地であるとして京都市長が指定した区域。以下「規制区域」という。）における宅地造成に関する工事等について、災害の防止のため必要な規制を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的としています。

2 用語の定義（法第2条）

(1) 宅地（法第2条第1号、令第2条）

宅地とは、一般的にいわれる宅地（建築物の敷地）のみに限らず、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川等の公共施設の用地を除いた土地すべてを含みます。

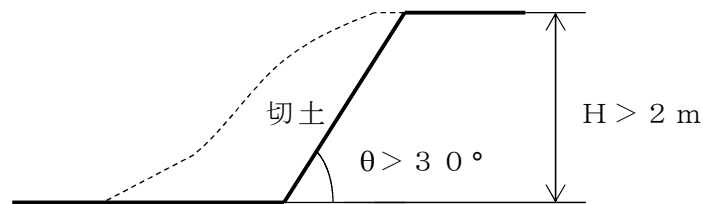
(2) 宅地造成（法第2条第2号、令第3条）

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更をいいます（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）。

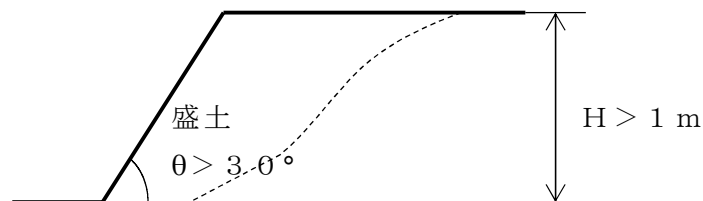
(3) 土地の形質の変更（令第3条）

土地の形質の変更とは、次のアからエに該当するものをいいます。

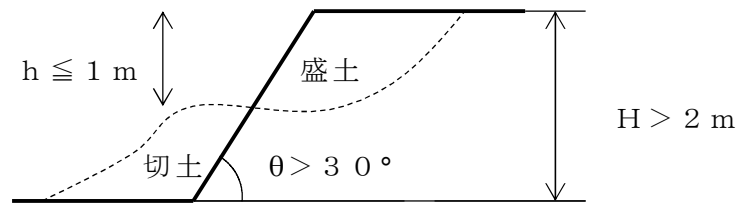
ア 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える^{がけ}崖ができるもの



イ 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える^{がけ}崖ができるもの



ウ 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖ができるもの



エ アからウのどれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

なお、土地の形質の変更とはみなさない行為について、審査基準において以下のとおり規定しています。

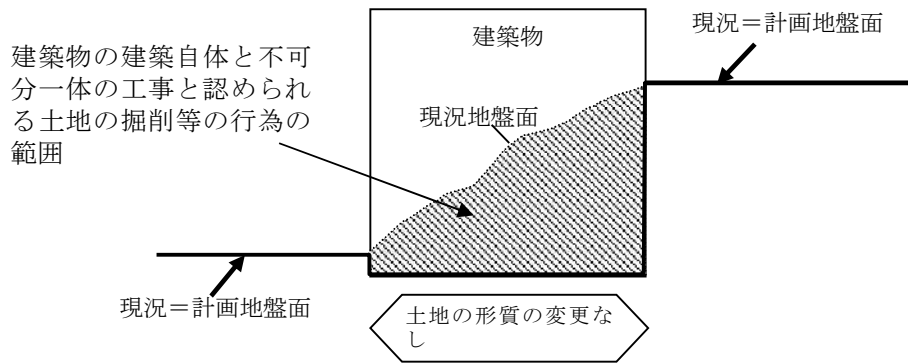
審査基準 1 宅地造成等規制法に規定する宅地造成についての基準

宅地造成等規制法第2条第2号に規定する「宅地造成」については、宅地造成等規制法施行令第3条で規定されているが、次に掲げる行為については、同条に規定する土地の形質の変更とはみなさない。

- 1 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為（事例1参照）
- 2 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地における*土地の整地、舗装版の撤去又は施工等を目的とする高さが30センチメートルを超えない切土、盛土又は一体の切盛土（事例2参照）
※宅地以外の土地を宅地にする場合は本号の対象外。
- 3 花壇等の修景施設を設置、変更又は撤去する行為。ただし、建築物の計画地盤に影響を与えるものを除く（事例3参照）。
- 4 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為（事例4参照）
- 5 道路の交差部にすみ切りを設ける行為（京都市建築基準条例第3条の規定に基づく空地整備を含む。）（事例5参照）
- 6 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為（事例6参照）

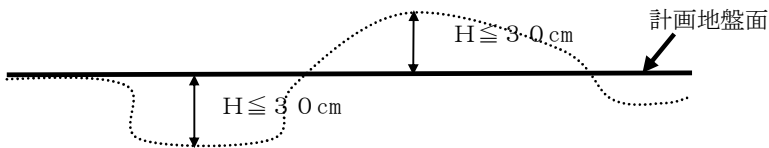
[事例]

事例1 建築物の建築自体と不可分一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為

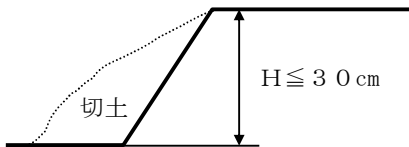


事例2 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地における土地の整地、舗装版の撤去又は施工等を目的とする高さが30センチメートルを超えない切土、盛土又は一体の切盛土

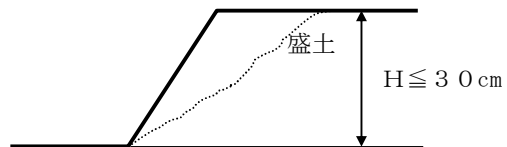
a 土地の整地行為



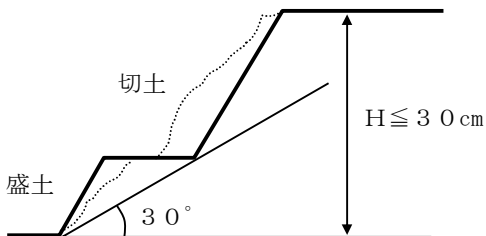
b 切土の場合



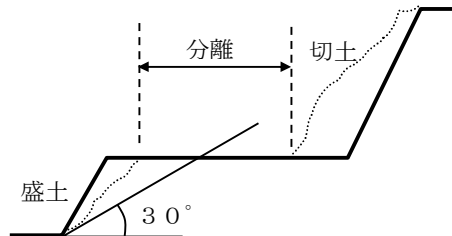
c 盛土の場合



d 一体の切盛土

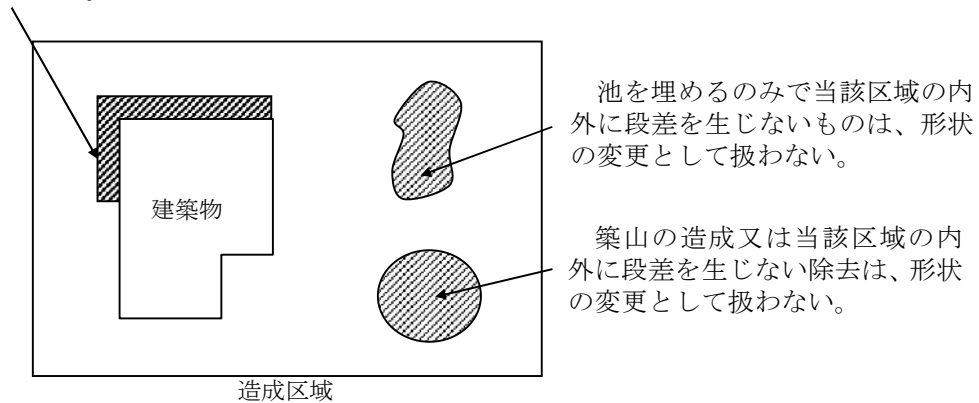


e 注 次の事例については一体的な切盛土とはみなさない



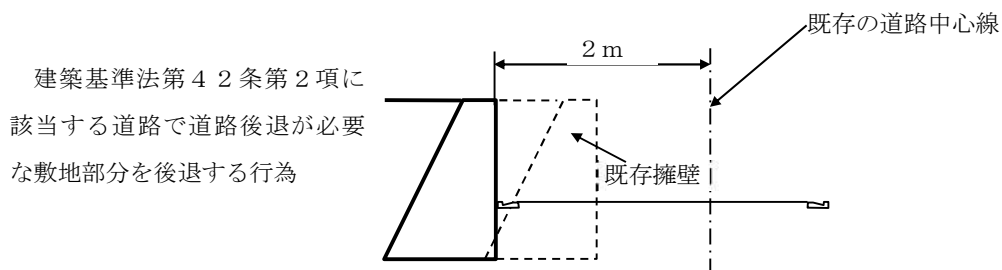
事例3 花壇等の修景施設を設置、変更又は撤去する行為。ただし、建築物の計画地盤に影響を与えるものを除く。

建築物の計画地盤に影響を与えるものについては、修景施設を設置、変更、又は撤去する行為とはみなさない。

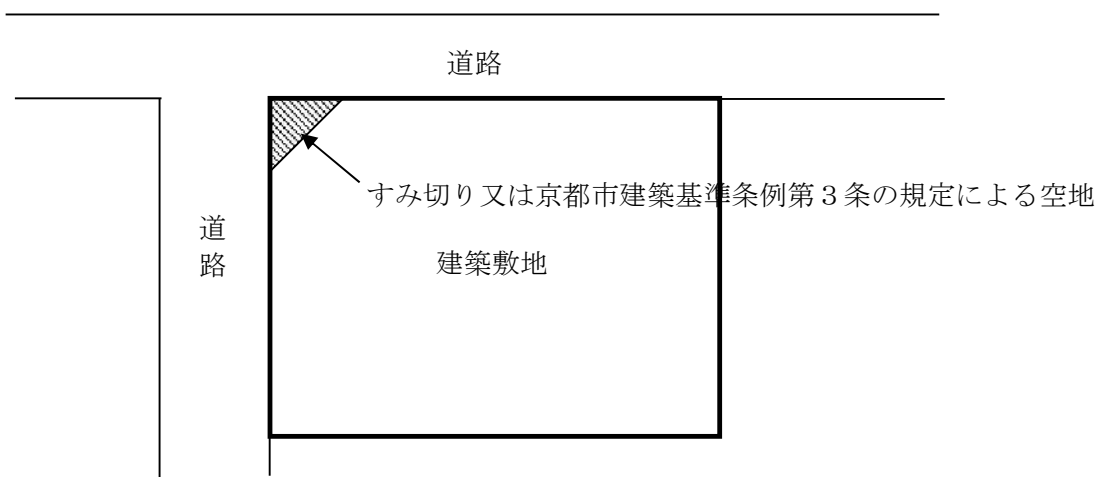


(注)「建築物の計画地盤」とは、建築物が建った後の建築物周辺の地盤のことであり、「建築物の計画地盤に影響を与える」とは、修景施設の撤去(切土)、新設(盛土)等によって、予定建築物の周辺の地盤が変わり、その結果、予定建築物の利用方法・利用形態が変わることをいう。

事例4 建築基準法第42条第2項及び同条第3項に該当する道路に接する敷地内で後退が必要な部分又は同法第43条第2項に基づく認定又は許可の規定に適合するために敷地内で後退が必要な部分を後退する行為

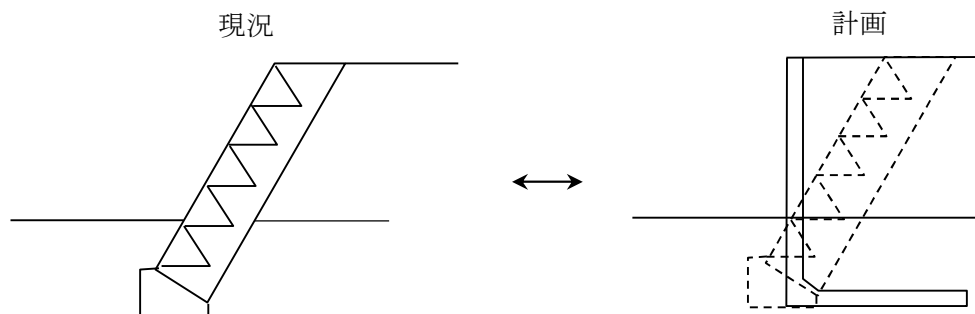


事例5 道路の交差部にすみ切りを設ける行為又は京都市建築基準条例第3条の規定により敷地の一部を空地とする行為



事例6 既存擁壁をほぼ同じ位置で造りかえる行為

注 宅地造成等規制法第15条第2項に基づく届出工事で、擁壁の勾配が緩くなる場合も同様とする。



(4) 崖 (令第1条第2号)

崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

3 宅地造成工事規制区域（法第3条）

本市においては、次の地区が規制区域として指定されています。

なお、造成宅地防災区域（法第20条）の指定はありません。

第1次指定（昭和37年11月指定）

A 東山地区	1、840ヘクタール
B 醍醐地区	32 "
C 吉田山地区	62 "
D 北白川地区	247 "
E 深泥池地区	89 "
F 西賀茂宇多野地区	1、071 "
G 西山地区	423 "

第2次指定（昭和43年6月指定）

H 山科東部地区	1、934ヘクタール
I 東山第2地区	1、194 "
J 北山地区	7、370 "
K 宝池地区	183 "
L 西山第2地区	3、762 "
M 大枝南部地区	29 "

合計18、236ヘクタールで本市総面積の約22パーセントに当たります。

4 許可を要する工事（法第8条第1項、法第12条第1項）

規制区域内で宅地造成に関する工事を施行しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければなりません。ただし、都市計画法による開発許可を受けて行われる宅地造成に関する工事については許可は不要です。

また、許可を受けた工事の計画の変更をしようとするときは、規則第26条に定める軽微な変更（造成主、設計者、工事施行者、工事の着手予定年月日・完了予定年月日の変更）を除き、許可を受けなければなりません。

5 宅地造成に関する工事の技術的基準等（法第9条、令第4条～第15条）

規制区域内で宅地造成に関する工事を施行しようとするときは、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければなりません。技術的基準等については、「京都市開発技術基準」及び審査基準2の「宅地防災マニュアル」を参照してください。

6 届出を要する工事等（法第15条、令第18条）

(1) 規制区域指定の際、その区域内において宅地造成に関する工事を施行しているときは、指定の日から21日以内に市長に届け出なければなりません。

(2) 規制区域内において次の工事を施行するときは、着工する日の14日前までに市長に届け出なければなりません。

ア 高さが2メートルを超える擁壁の全部又は一部の除却

イ 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り防止ぐい等の全部又は一部の除却

(3) 規制区域内において宅地以外の土地を宅地に転用したときは、14日以内に市長に届け出なければなりません。

なお、届出を要する工事等であっても、それが許可及び変更許可を要する場合で許可を受けたとき又は軽微な変更を要する場合で届出をしたときには、届出の必要はありません。

7 資格のある者の設計によらなければならない工事とその資格

（法第9条第2項、令第16条、令第17条）

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事のうち、次表の左欄の工事については、右欄に示す資格を有する者が設計しなければなりません。

有資格者の設計によらなければならない工事	設計者の資格
・ 高さが5メートルを超える擁壁の設置	ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修め

<p>・ 切土又は盛土をする土地の面積が1、500平方メートルを超える土地における排水施設の設置</p>	<p>て卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>ウ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>エ 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。</p> <p>オ 国土交通大臣が前各号と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。</p>
--	---

注 国土交通大臣が上記オに該当するものと認めているのは、次の者です。

- ア 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- イ 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- ウ 建築士法による1級建築士の資格を有する者
- エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を終了した者

8 工事完了の検査（法第13条）

- (1) 許可を受けた工事が完了したときは、完了検査申請書を提出し、検査を受けなければなりません。
- (2) 検査の結果、その工事が技術的基準に適合していれば、市長は検査済証を交付します。

9 監督処分と罰則（法第14条、第27条～第31条）

- (1) 市長は、許可を受けずに工事を行っている者や技術的基準に適合していない工事を行っている者に対して、工事の施行の停止を命じたり、防災措置を採ることを命令することがあります。
- (2) 市長は、工事が行われたが許可や検査を受けていない宅地や、検査の結果、技術的基準に適合していないと認められた宅地の所有者等に対し、宅地の使用を制限、禁止したり、防災

措置を採ることを命令することがあります。

- (3) 監督処分に違反した者、許可を受けないで宅地造成をした者、技術的基準に適合していない工事の施行者やその設計者、届出を要する工事の届出をしなかった者等は、懲役や罰金等に処せられることがあります。

10 宅地保全の義務（法第16条、第17条）

- (1) 規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成に伴い^{がけ}崖崩れ等の災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。
- (2) 所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者がこの義務を十分に果たさず、その宅地が危険な状態となっている場合には、市長は、宅地造成に伴う災害の防止のため、その程度に応じて、防災措置を採ることを勧告したり、命令したりすることがあります。

11 他の法令等との関係

宅地造成を行う場合、宅地造成等規制法以外の法令等による許可等が必要な場合があります。その主なものは、次のとおりです。

なお、道路法、河川法、下水道法、砂防法、民法等の法令により認可、許可、届出、同意等を要することがありますので、それぞれの手続を行ってください。

■主な他法令等一覧表

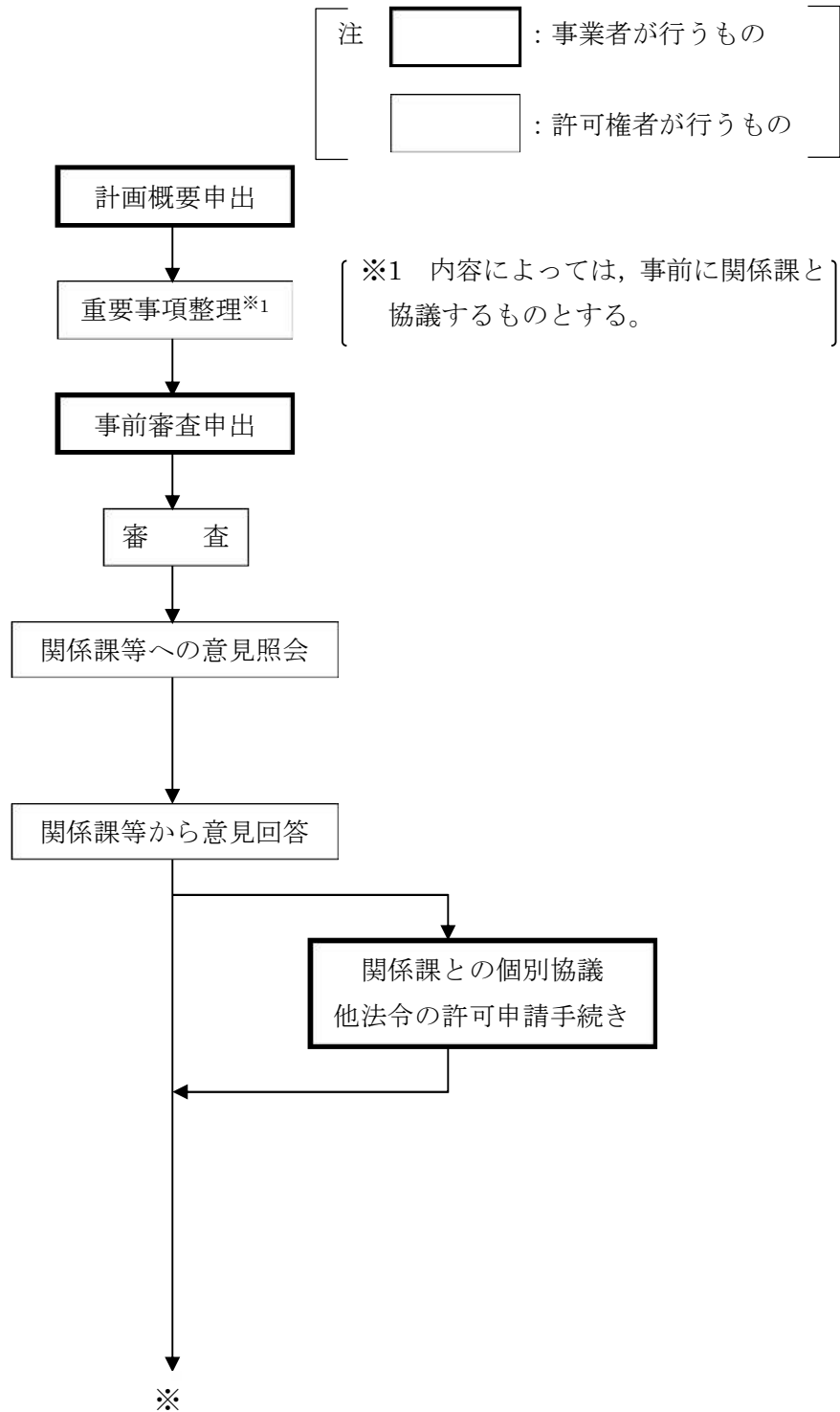
法令等	手続等の概要	担当課等
都市計画法	都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる宅地造成工事については、 <u>宅地造成に関する工事の許可は不要です。</u>	都市計画局都市景観部開発指導課
農地法	宅地造成をする土地が農地である場合は、農地法に基づく農地転用許可又は届出が必要です。	京都市農業委員会
生産緑地法	施行区域が、生産緑地地区に指定されている場合は、生産緑地の買取りの申出をして、生産緑地地区の指定の解除（生産緑地地区内の行為の制限の解除）を行う必要があります。	都市計画局都市企画部都市計画課
森林法	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える規模の造成行為等の形質変更を行う場合は、京都府の許可が必要です。 また、1ヘクタール以下でも届出が必要な場合があります。 なお、施行区域に保安林を含めることは、解除を受けることができる場合を除き、できません。	京都府京都林務事務所

<p>建築基準法</p>	<p>宅地造成等規制法の許可に基づいて設置された擁壁は、改めて建築基準法に基づく工作物の確認を受ける必要はありません。</p> <p>宅地造成等規制法の許可は宅地造成行為についての許可であり、建築物の建築については、建築基準法による建築確認の手続が必要です。</p>	<p>都市計画局建築指導部建築審査課又は指定確認検査機関</p>
	<p>宅地造成等規制法の許可に基づいて築造された道路でも、建築基準法に基づく道路の位置指定が必要な場合があります。</p> <p>建築確認又は道路の位置の指定を伴うときは、事前に関係部局の指導を受けた後、宅地造成等規制法の許可申請を行ってください。</p>	<p>都市計画局建築指導部建築指導課</p>
<p>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、京都市風致地区条例等</p>	<p>施行区域が、風致地区、自然風景保全区域、歴史的風土保存区域及び近郊緑地保全区域内等にある場合は、それぞれの法令等に基づく市長の許可又は市長への届出が必要です。</p>	<p>都市計画局都市景観部風致保全課</p>
<p>文化財保護法</p>	<p>施行区域内に史跡名勝天然記念物に指定された土地がある場合は、文化庁長官の許可が必要です。</p> <p>また、施行区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地がある場合は、京都市教育長に届け出なければならない場合がありますので、事前に指導を受けてください。</p>	<p>文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課</p>
<p>土壌汚染対策法</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく特定有害物質使用特定施設が設置されていた土地については、土壌汚染状況調査を行う必要があります。</p> <p>3,000平方メートル以上の土地の形質の変更を行う場合は、市長に対する届出が必要であり、その土地について土壌汚染のおそれがあると市長が認めるときには土壌汚染状況調査を行わなければならない場合があります。</p>	<p>環境政策局環境企画部環境指導課</p>
<p>京都市運動施設等及びゴルフ場の建設事業に関する指導要綱</p>	<p>本市の区域内（市街化区域を除く。）において、運動施設等を建設する場合には、原則として、本指導要綱に基づき、宅地造成工事の許可申請に先立って、市長との事前協議が必要です。また、ゴルフ場を新設し、又は増設する事業については、認められません。</p>	<p>都市計画局都市景観部開発指導課その他関係各課</p>

許可申請の手続

1 許可申請の流れ

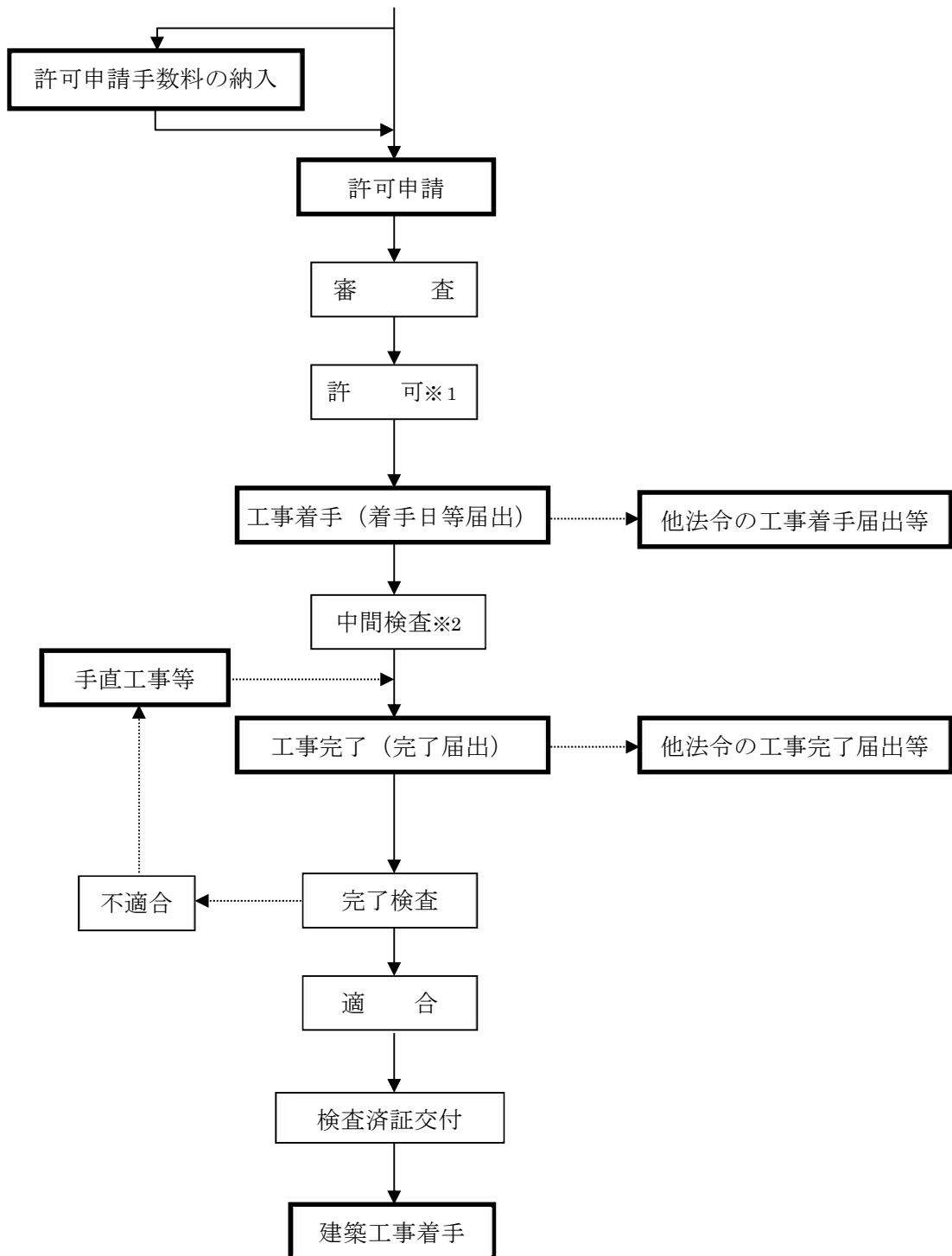
(1) 事前手続の概要（フロー図）



(2) 許可手続等の概要（フロー図）

（事前手続）

※



※1 建築計画が建築基準法及び関係法令に適合する場合には、宅造許可後に建築確認申請が可能となります。

※2 中間検査は、総高5メートルを超えるコンクリート擁壁を設置する場合その他市長が必要と認める場合に行います。

2 許可申請の手続

(1) 事前審査

宅造許可申請に先立って、許可申請者に利便を図るとともに、宅造許可事務に関する運用の適正化及び円滑化を図るためには、種々の法的規制等につき必要な指導を行う必要があることから、京都市では事前審査を行っています。事前審査は任意の制度ですが、宅造許可申請を円滑に進めるためには、必要な手続であると考えていますので、ご協力をよろしくお願い致します。

【提出図書】

事前審査を受けるに際して、『その他』の「3 書類・図面の作成要領」(別表Ⅰ。19ページ以下)に掲げる図書のうち、事前審査時に提出することとされている図書を都市計画局都市景観部開発指導課に提出してください(必要部数はそのつど指示します。以下同じ。)

(2) 地下車庫の審査

ア 宅地造成工事と合わせて地下車庫を築造する場合は、事前審査時に、『その他』の「3 書類・図面の作成要領」(別表Ⅱ。26ページ)に掲げる図書を添付して提出してください。

イ 提出部数 → 3部

ウ 審査申出についての注意事項

(ア) 添付図面等は、A4判の大きさに製本してください。

なお、添付図

面は、目録を付した図面袋に入れてください。

(イ) 設計図書には、設計者の氏名を記載してください。

(3) 許可申請

ア 窓口

許可申請の窓口は、都市計画局都市景観部開発指導課です。

イ 許可申請書等の作成(法第8条、規則第4条)

許可を受けるには、宅地造成に関する工事の許可申請書(規則別記様式第二)、計画図面その他必要な図書を作成して申請しなければなりません。書類、図面等は、この手引のほか、法、規則、細則及び「京都市開発技術基準」に基づいて作成してください。

ウ 許可申請書等の提出部数

提出部数 → 3部

各部のとじ方は、次表を参照してください。

図書の名称	正	副	控
宅地造成に関する工事の許可申請書	○	○	△
宅地造成に関する工事の許可通知書	○	△	
写真	○	△	△
委任状	○	△	△
設計者の資格に関する申告書	○	△	△
施行区域内の土地又は工作物に関する調書	○	△	△
施行区域内の土地又は工作物に関する登記全部事項証明書	○	△	△
土地所有者の同意書（施行区域内）	○	△	△
承諾書（隣接地の所有者）	○	△	△
他の法律、条例による許可書等	△	○	△
計算書等	○	○	○
図面	○	○	○
注1 ○印は原本を、△印はコピー（写真についてはカラーコピー）を添付してください。			
注2 とじる順番は、表の上から下の順番としてください。			

エ 必要書類及び図面

『その他』の「3 書類・図面の作成要領」（別表Ⅰ。19ページ）を参照してください。

オ 手数料（京都市都市計画関係手数料条例第3条）

宅地造成に関する工事の許可及び変更許可申請を行う際には、手数料※を納入してください。手数料の金額及び納入方法については、『その他』の「2 申請手数料」（17ページ）をご覧ください。

カ 注意事項

(ア) 申請書類は定められた用紙がありますので、これを利用してください。用紙は、都市計画局都市景観部開発指導課のホームページ（http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-4-0-0_5.html）から、様式がダウンロードできます。

(イ) 申請書、添付図面等は、各部ごとに厚紙の表紙を付け、目次を記入し、A4判の大きさに製本してください。

なお、添付図面は、目録を付した図面袋に入れてください。

- (ウ) 設計図書には、設計者が記名してください。
- (エ) 許可申請の手続を代理人に委任する場合は、委任項目を具体的に記入した委任状を添付してください。
- (オ) 許可申請書について
- a 許可申請年月日は、許可申請時に記入してください。
 - b 1 欄、2 欄及び3 欄は、電話番号も記入してください。
 - c 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、数字に○印を付けてください。
 - d 4 欄は、宅地の地番が複数に及ぶ場合、すべての地番を記入してください。また、宅地の地番の一部を含む場合は、「○○番地の○（一部）」と記入してください。
 - e 5 欄及び6 欄のイ欄からニ欄までに記入する数量は、小数第3位以下を切り捨てて「○○○. ○○平方メートル」等と記入してください。
 - f 6 欄のハ欄及びニ欄の「番号」は、宅地の平面図（造成計画平面図）及び排水施設の平面図（排水施設計画平面図）と対照できるように付してください。
 - g 6 欄のハ欄の「高さ」は、最低から最高までを「○. ○○～○. ○○メートル」と記入してください。
 - h 6 欄のニ欄の「内法寸法」は、断面が変化する場合、「○○×○○～○○センチメートル」と記入してください。
 - i 6 欄のヘ欄は、豪雨時等緊急事態に対処する方法、山留め等工事施行中の防災対策、資材等の搬出入に伴う安全対策等を記入してください。
 - j 6 欄のト欄は、工事の施行方法等で特に注意が必要な事項を記入してください。
 - k 6 欄のヌ欄は、「準備工→土工事→○○工事→」の要領で記入してください。
 - l 7 欄は、他の法令等に基づく許可申請等の手続の状況を記入してください。
 - m 造成目的の欄は、宅地の利用目的を記入してください。

その他の申請、届出等

1 工事着手日等の届出（細則第4条）

- (1) 工事に着手する前に、現場管理者を定めた上、「工事着手日・現場管理者の決定・変更届」（細則第6号様式）に「工事の工程計画表」を添付して届け出てください。

提出部数 → 2部（1部はコピーでも可）

なお、高さが5メートルを超える擁壁の設置又は切土若しくは盛土をする土地の面積が1、500平方メートルを超える土地における排水施設の設置を行う工事についての現場管理者は、6ページに掲げる設計者の資格を有する者又は建設業法に基づく一級若しくは二級土木施工管理技士の資格を有する者でなければなりません。この場合は、資格を証する書面を添付して提出してください。

- (2) 工事の期間中、当該工事現場の見やすい箇所に許可標識（用紙は、都市計画局都市景観部開発指導課において交付します。）を設置して、許可を受けたことを明らかにしてください。

2 変更許可の申請（法第12条第1項、規則第25条）

工事の計画の変更をしようとするときは、軽微な変更を除き、「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（細則第3号様式）に、変更の内容及び理由等を記載し、変更に関する図書を添えて提出してください。

提出部数 → 3部

3 軽微な変更の届出（法第12条第1項、規則第26条）

（造成主、設計者、工事施行者、工事の着手予定年月日・完了予定年月日の変更）

工事の軽微な変更を行う場合は、「宅地造成に関する工事の変更届出書」（細則第4号様式）に、変更の内容を記載し、変更に関する図書を添えて提出してください。

提出部数 → 1部

4 工事の完了検査申請（法第13条）

(1) 完了検査申請書の提出

工事が完了した場合は、「宅地造成に関する工事の完了検査申請書」（規則別記様式第三）を提出して完了検査を受けてください。

提出部数 → 2部（1部はコピーでも可）

(2) 完了検査申請書の添付資料

検査申請書には、完成図（位置図及び宅地の平面図（造成計画平面図）を各3部）、工事写真（写真帳はA4判）及び品質管理資料を添付してください。

(3) 検査済証の交付

検査の結果、工事が法令に定める技術的基準に適合している場合は、「宅地造成に関する工事の検査済証」（規則別記様式第四）を交付します。

5 工事の中止の届出（細則第7条）

許可を受けた工事を中止する場合は、「宅地造成に関する工事の中止届出書」（細則第7号様式）に、中止の理由、中止時の工事状況及び防災措置計画を記載した書類を添付して提出してください。

提出部数 → 1部

その他

1 標準処理期間

■申請に対する標準処理期間一覧

申請の種類	該当法令	標準処理期間
宅地造成に関する工事の許可 (協議成立含む。)	法第8条及び第11条	おおむね3週間
宅地造成に関する工事の変更許可	法第12条	おおむね2週間

注 上記の標準処理期間は、申請を受け付けてから、許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間で、事前相談の期間等を含みません。

また、形式上の不備の是正に係る補正に要する期間、追加資料の提出等に要する期間及び申請者の都合により変更等を行うために要する期間等を含みません。

2 申請手数料 (京都市都市計画関係手数料条例第3条)

宅地造成に関する工事の許可及び変更許可申請を行う際には、次表の手数料表の金額を納入してください。都市計画局都市景観部開発指導課にて納入通知書をお渡ししますので、京都市役所分庁舎1階の三菱東京UFJ銀行にてお支払いいただき(午後4時まで受付)、納入通知書の領収書部分を同課にお見せください。

■手数料表

1 許可申請手数料

切土又は盛土をする土地の面積 (以下、「面積」という。)	手数料の額
500 平方メートル以内のもの	15,000円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	25,000円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	40,000円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	55,000円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	80,000円
10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	130,000円
20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以内のもの	200,000円
40,000 平方メートルを超え 70,000 平方メートル以内のもの	280,000円
70,000 平方メートルを超え 100,000 平方メートル以内のもの	370,000円
100,000 平方メートルを超えるもの	450,000円

2 変更許可申請手数料

<div style="text-align: center;">手数料の額</div> 変更内容	1件について次の額を合算した額。 ただし、合算額が450,000円を超えるときは、450,000円
ア 造成工事の設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。)	1 の表の規定額 $\times 1/10$ (イの変更を伴うときは、変更前の造成区域の面積に応じた 1 の表の規定額 $\times 1/10$) (造成区域の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた 1 の表の規定額 $\times 1/10$)
イ 新たな土地の造成区域への編入に伴う工事の計画の変更	新たに編入される造成区域の面積に応じた 1 の表の規定額
ウ その他の変更	15,000円

3 書類・図面の作成要領

別表 I 宅地造成に関する工事の許可申請手続に必要な書類・図面の作成要領

(1) 書類

番号	名称	様式	添付書類	関係規定	備考	提出時期	
						事前 審査時	許可 審査時
①	宅地造成に関する工事の許可申請書	規則別記様式第二 [正]		法 8-1 本文、規則 4-1	造成主が申請手続その他を他人に委任する場合（造成主が複数で代表 1 人に絞る場合を含む。）は、委任状（印鑑証明書（委任日前 3 箇月以内かつ、許可申請日前 3 箇月以内）及び代表者事項証明書添付）を添付すること。	○	○
②	宅地造成に関する工事の許可通知書	規則別記様式第二 [副]		法 8-1 本文、規則 4-1			○
③	設計者の資格に関する申告書	細則第 3 号様式	卒業証明書、免許証等の写し	法 9-2、令 16、17	申告済みの設計者については、不要です。		○
④	施行区域内の土地又は工作物に関する調書					○	○
⑤	④の土地建物登記全部事項証明書（許可申請日前 3 箇月以内）		区画整理事業施行区域内の場合は仮換地底地証明書		登記名義人が死亡している場合には、当該物件に係る相続人を確認できる書類を添付すること。		○
⑥	土地所有者同意書				施行区域内で造成主以外の者の所有物件について、各所有者ごとに作成すること。 印鑑証明書（同意日前 3 箇月以内。ただし、許可申請日前 1 年以内に限る。）添付すること。		○
⑦	隣接地調書						○
⑧	承諾書（隣接地の所有者）				宅地造成行為の施行により直接影響を受ける施行区域外の土地所有者の承諾は、原則として必要です。		○
⑨	他の法律、条例による許可書等の写し				宅地造成に関する工事の許可と同時許可が原則として取り扱われているものもあります。		○

(2) 図面

図面 番号	図面の名 称	縮尺	根拠法 条等	表示すべき事項	備考	提出時期	
						事前 審査 時	許可 審査 時
①	位置図	1/2、500 以上	規則 4-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 道路、河川等の公共施設、学校、人家その他目標となるものの位置及び名称 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として都市計画基本図を使用すること。 2 相当範囲の外周区域を包括したものであること。 3 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲み、その内側を縁取りぼかしすること。 	○	○
②	地形図 (現況図)	1/500 以上	規則 4-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 施行区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共・公益的施設の名称、位置及び形状 5 地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 6 道路等公共施設の交点の地盤高 7 既存画地、家屋及びその他工作物等の位置 8 B. M. の位置及び高さ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 実測に基づくものとする。 2 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 3 相当範囲の外周区域を包括したものであること。 4 湧水がある場合は、表示すること。 5 縮尺については、大規模な場合は別途指示する。 6 高さの表示は、大規模な場合は標高基準点（T. P.）に基づくものとする（以下「計画高」においても同様とする。）。 	○	○
③	宅地の平面図 (造成計画 平面図)	1/500 以上	規則 4-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 切土又は盛土の色分け 5 20mごとに縦横断線と測線番号(宅地の断面図と対照) 6 崖<small>がけ</small>（のり面を含む）、擁壁の位置、延長、形状、高さ及び名称 7 道路の位置、形状、幅員、延長、勾配及び名称 8 道路の中心線、測点及び計画高 9 排水施設の位置、形状及び流水方向 10 計画地盤の流水方向 11 宅地の形状及び計画高 12 洪水調節池、沈砂池等の位置、形状及び名称 13 その他の構造物の位置、形状、規模及び名称 14 B. M. の位置及び高さ 15 周辺道路、排水施設との接続関連 16 地形（現況線） 17 工事概要 18 凡例 	<ol style="list-style-type: none"> 1 図面番号②「地形図」を使用すること。 2 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 3 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 4 切土の場合は淡黄色、盛土の場合は淡緑色に色分けすること。 5 縮尺については、大規模な場合は別途指示する。 	○	○

④	排水施設の 平面図 (排水施設 計画平面図)	1/500 以上	細則 4-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 排水施設の名称、位置、延長、種類、形状、材料、内のり寸法、流水方向及び勾配 5 吐口の位置、形状及び高さ 6 放流先河川、水路の名称、断面及び水位(低水位、高水位) 7 計画地盤の流水方向 8 流量計算書との照合符号 9 排水管を公共下水道に接続する場合にあっては、その位置、構造及び系統名称 10 道路その他の公共・公益的施設及び宅地等の位置、形状及び計画高 11 洪水調整池、沈砂池等の位置、形状、規模及び名称 12 工事概要 13 凡例 	<ol style="list-style-type: none"> 1 図面番号②「地形図」を使用すること。 2 現況線は細く、計画線は太く表示すること。 3 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 4 人孔の位置及び人孔間距離を明示すること。 5 放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 6 排水流末が遠隔地である場合は、これとの接続(改修計画を必要とする場合は、当該関係区間まで)についての関係図書を添付すること。 7 のり面、がけ面及び擁壁の位置及び形状を明示すること。 	○	○
⑤	排水流域図	1/2、500 以上		<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 流域界、集水区域界及び集水系統 5 集水系統別、流出係数別の面積及び流出係数 6 流量計算との照合符号 7 地表水及び排水の流れの方向 	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 2 流域及び集水区域別に色分けすること。 3 別途求積図を作成すること。 4 流域を変更する場合は、現況と計画とを区別して表示すること。 	○	○
⑥	防災施設計 画平面図	1/500 以上		<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 方位 3 施行区域の境界 4 現況流域界、集水系統別に色別 5 地表水及び排水の流れの方向 6 堰堤、遊水池、沈砂池、床固工、板柵工、のり面保護工、ふとんかご工、透水排水溝工等の防災施設の位置、種類、形状及び規模 7 防災施設の施工に必要な準備施設計画 8 工事中の雨水排水系路、同施設及び土工移動計画と運土計画 9 凡例 	<ol style="list-style-type: none"> 1 図面番号②「地形図」を使用すること。 2 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。 3 施設計画状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものであること。 4 防災措置説明書を添付すること。 	○	○
⑦	宅地の断面 図 (造成計画)	1/500 以上	規則 4-1	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 縦横断線と測線番号 3 施行区域境界位置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦横とも同じ縮尺を用いること。 2 宅地の平面図と縮尺を合わせ 	○	○

	縦横断面図)			<ul style="list-style-type: none"> 4 基準線 (D. L.) 5 現地盤高と計画地盤高 6 切土及び盛土の色分け 7 崖、段切り、擁壁、道路、河川、水路施設等の位置及び形状 8 法面の形状、高さ及び勾配 9 計画地盤面の流水方向 10 凡例 	<ul style="list-style-type: none"> 3 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 4 測線間隔は、20mを標準とし、高低差の著しい箇所等は測点を追加すること。 5 切土は淡黄色、盛土は淡緑色で色分けすること。 6 必要な範囲の外周区域を包括したものであること。 		
⑧	道路計画縦断面図	1/500 以上		<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 測点及び曲線 3 単距離、追加距離及び切土、盛土の高さ 4 現地盤高及び計画地盤高 5 縦断勾配及び縦断曲線 6 周辺道路取合高 7 基準線 (D. L.) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 2 測点間隔は、20mを標準とし、勾配変化箇所等は、測点を追加すること。 3 周辺の取付道路を含めること。 4 道路に関する規格は、道路構造令によること。 	○	○
⑨	道路横断面図	1/100 以上		<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 幅員構成 (車道、歩道、中央帯、停車帯、自転車専用道、自転車・歩行者通行帯、路肩植樹 (並木) 帯等による構成幅員) 3 横断勾配 (%) 4 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法 5 基準線 (D. L.) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路構造を明りょうに記載すること。 2 道路に関する規格は、道路構造令によること。 3 道路標準横断面図を同時に作成すること。 	○	○
⑩	排水計画縦断面図	1/500 以上		<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 測点及び曲線 3 単距離及び追加距離 4 現地盤高と計画地盤高 5 排水施設の種類、形状、寸法及び勾配 6 水路等底高及び合流点高 7 人孔間距離と底高 8 周辺排水施設取合高 (H. W. L. 及び L. W. L.) 9 基準線 (D. L.) 	<ul style="list-style-type: none"> 1 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 2 測点間隔は、20mを標準とし、勾配変化箇所等は、測点を追加すること。 3 排水流未接続までの必要区間について作成すること。 4 道路に平行して設置される排水施設 (河川を除く。) については、道路計画縦断面図にまとめて図示してもよい。 	○	○
⑪	排水計画横断面図	1/100 以上		<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 断面構成 3 基準線 (D. L.) 		○	○
⑫	排水施設構造図	1/50 以上		<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 開渠、暗渠、床止工、護岸工、人孔工、樹工、吐口等の構造断面 3 材料及び品質 4 形状及び寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 1 排水施設種別ごとに対照できるように名称を明記すること。 2 鉄筋コンクリート造の場合は、図面番号⑰「鉄筋コンクリート構造図」に準じること。 	○	○
⑬	崖面の断面図	1/50 以上	規則 4-1	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 断面線番号 3 現地盤高及び計画地盤高 4 切土、盛土の色分け及び土質 (土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地 	<ul style="list-style-type: none"> 1 現況線は細く、計画線を太く表示すること。 2 切土をした場合に生じる2mを超えるがけ、盛土をした場合に生じる1mを超えるがけ及び切土と盛土を同時にした場合に生じる2mを超えるがけについて作成すること。 	○	○

				層の厚さ) 5 崖の高さ及び勾配 6 崖面の保護の方法(構造物の位置、形状及び名称) 7 基準線(D. L.) 8 凡例	3 切土の場合は淡黄色、盛土の場合は淡緑色に色分けすること。		
⑭	擁壁の断面図(構造図)	1/50以上	規則 4-1	1 縮尺 2 擁壁の種類及び名称 3 擁壁の寸法及び勾配 4 擁壁を構成する主材料の種類(品質、形状及び寸法) 5 裏込めコンクリートの品質及び寸法 6 透水層の位置、材料及び寸法 7 止水コンクリートの品質及び寸法 8 水抜き穴の位置、材料及び内径寸法 9 基礎地盤の土質 10 基礎構造の種類及び寸法 11 基礎杭の位置、材料及び寸法 12 擁壁を設置する前後の地盤高 13 擁壁の高さ及び根入寸法 14 目地の位置、材料及び寸法	1 擁壁種別ごとに対照できるように名称を明記すること。 2 鉄筋コンクリート擁壁造の場合は、図面番号⑰「鉄筋コンクリート構造図」に準じること。	○	○
⑮	擁壁の正面図(展開図)	任意		1 縮尺 2 擁壁の高さ、延長、根入寸法及び水抜き穴の位置 3 凡例	1 擁壁の高さ(見え高)が0.5mを超える場合は作成すること。	○	○
⑯	擁壁の背面図	1/50	規則 4-1	1 縮尺 2 擁壁の高さ及び延長 3 透水層、止水コンクリート及び水抜き穴の材料及び位置		○	○
⑰	鉄筋コンクリート構造図	1/50以上		1 縮尺 2 構造、断面、形状及び寸法 3 鉄筋配置形状及び寸法 4 目地構造(伸縮及び施工目地) 5 基礎構造の種類及び寸法 6 地下構造物の場合は、土被りの深さ 7 使用コンクリート及び品質表示	1 構造物種別ごとに対照できるように名称を明記すること。 2 構造基準は、土木学会及び日本建築学会の規定によること。	○	○

⑱	その他工作物等計画図書	1/300 以上		1 縮尺 2 工作物ごとに一般図、平面図及び詳細図 3 構造断面図形状及び寸法 4 その他上記に準じて表示	1 造成計画及び防災計画等において必要とする工作物等の計画を図示すること。 2 京都市規格のあるものについては、これに準じて作成すること。	○	○
⑲	A 土質分布図 B 地盤(土質)柱状図等	任意		土木学会規定による。	1 施設計画に必要な構造物設置箇所について作成すること。 2 その他指示する箇所について作成すること。	○	○
⑳	求積図	1/500 以上		1 縮尺 2 施行区域の面積 3 切土及び盛土を行う土地の面積	1 施行区域界に閉トラバースを設定し、三斜法により算出することを原則とする。 なお、他の方法により地積を算出した場合は、算出方法を表示し、計算過程資料を添付すること。 2 境界測量成果及び面積計算書を添付すること。	○	○
㉑	公図 (字限図) (許可申請 日前3箇月 以内)			1 方位 2 施行区域の境界 3 施行区域及びその周辺の町名と地番 4 施行区域内の土地及び隣接地の所有者名	1 法務局備付けのものに、官有地は種別ごとに色分けをすること。 2 土地区画整理事業の施行区域内においては、仮換地指定図を添付すること。 3 作成年月日を記入し、作成した者の氏名を記載すること。 4 施行区域の表示は、境界を赤色線で囲むこと。	○	○
㉒	境界確定図				施行区域及びこれに接する官有地、公共施設等の境界を証するものとする。 施行区域の内側を縁取りぼかしで表示すること。	○	○

注1 図面の大きさは、原則としてA2判としてください。

2 図面作成に当たって色分けする必要のあるものは、表中に明記してあるもののほか、原則として都市計画標準に従って色分けし、凡例を付してください。

3 図面には設計者の氏名を記載してください。

4 その他の図面については、指示されたものを提出してください。

(3) その他計算書等

番号	書類の名称	備考	提出時期	
			事前 審査時	許可 審査時
①	土量計算書	切土量、盛土量、搬入土量及び搬出土量を算定して土量移動計画図との対照を明記したものであること。	○	○
②	構造物設計計算書及び安定計算書	それぞれの構造施設に対し、土木学会、日本建築学会及び日本道路協会等の定める基準に基づいて算定したものであること。なお、計算過程、引用対象を詳記すること。	○	○
③	流量計算書	1 流域図及び集水区域別図を基に、施行区域内における雨水について流水方向別に排水区域図を作成し、集排水系統別に計画流出量を算定すること。 2 計算上必要な基礎的資料（諸数値）は、原則として「京都市開発技術基準」の排水施設等に掲げる諸数値を使用すること。 3 放流先の排水施設については、排水能力に関する資料が必要である。その他必要な場合は、周辺既存排水施設（河川を含む。）の能力検査を求めることがある。	○	○
④	防災措置説明書	1 当該工事の施行中、完了後を問わず、施行区域及びその周辺の区域に災害等の被害を及ぼさないよう策定した防災施設（工事の着手又は施行中に必要な仮設工事及び完了後も永久構造として残存する施設を含む。）を明記すること。 なお、防災施設計画平面図と対照できるものであること。 2 資材の設置並びに機械の配置及びその防災措置を明記すること。 3 透水排水、板柵、土留、砂防堰堤、仮排水施設、フトン籠、床止等の防災施設構造図、施設計画に必要とする計画流出量、施設設計計算書、土質調査資料、工事施行工程表を添付すること。 4 下流施設管理者との協議経過等を記載した書面を添付すること。 5 その他防災に関する一切の措置等を記載し、説明したものであること。	○	○
⑤	工事仕様書	工事における施工仕様等を明記したものであること。		○
⑥	土質調査報告書	1 宅地造成行為を行うに必要な区域全体が把握できるものであること。 2 試験方法 三軸圧縮試験、一軸圧縮試験及び標準貫入試験等		○※
⑦	写 真	1 宅地造成行為を行うに必要な区域の現況の全景写真とすること。 2 市長が必要と認めた場合は、下流施設等の現況写真を添付すること。	○	○

※工事着手時点で土質試験を行う場合は省略することができます。ただし、試験結果により、設計変更が必要となる場合は、速やかに変更許可申請を行い、許可を得る必要があります。

別表Ⅱ 地下車庫の審査申出に必要な図書

番号	図書の名称	作成上の注意事項
①	構造計算書	1 地耐力算出根拠資料を添付すること。 2 大臣認定品を使用するときは、「大臣認定書」及び認定条件を添付すること。 3 車庫の上部に擁壁がある場合は、擁壁の構造計算書を添付すること。
②	位置図	別表Ⅰ。20 ページ参照
③	宅地の平面図 (造成計画平面図)	別表Ⅰ。20 ページ参照
④	宅地の断面図 (造成計画縦横断面図)	別表Ⅰ。21 ページ参照
⑤	車庫部分の 計画縦横断面図	1 土圧等、車庫に掛かる荷重が判断できるものであること。 2 作成要領は、宅地の断面図に準じること。
⑥	車庫の立面図	
⑦	車庫の軸組図	
⑧	車庫の各伏図	
⑨	構造詳細書	1 作成要領は、別表Ⅰ。23 ページ「鉄筋コンクリート構造図」に準じること。 2 地耐力、接合仕様等を記入すること。 3 車庫の上部に擁壁がある場合は、擁壁の構造詳細図を添付すること。

資 料

○京都市宅地造成等規制法施行細則

昭和 37 年 11 月 13 日

規則第 67 号

京都市宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成等規制法施行令（以下「令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、宅地造成等規制法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法、令及び省令において使用する用語の例による。

(協議)

第 3 条 法第 11 条の規定により国、都道府県又は指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）が協議を申し出るときは、宅地造成に関する工事の協議申出書に、省令第 4 条に規定する図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、審査したうえ、協議の成立又は不成立の通知をしなければならない。

3 前項の協議の成立の通知は、第 1 項の宅地造成に関する工事の協議申出書の副本に必要な事項を記載したのものにより行うものとする。

(工事の着手日等の届出)

第 4 条 造成主は、法第 8 条第 1 項本文若しくは法第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた工事又は法第 11 条（法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立した工事（以下「許可工事」という。）に着手する日を決定し、又は変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 造成主は、自ら現場を管理する場合を除き、許可工事に着手する前に、当該工事に関する現場管理者の氏名及び住所を市長に届け出なければならない。

3 造成主は、現場管理者の氏名若しくは住所を変更し、又はその者に異動が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の標識の掲示)

第 5 条 許可工事を行う者は、当該工事の期間中、工事の現場の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲示しなければならない。

- (1) 許可の年月日及び番号
- (2) 工事の期間
- (3) 造成主、工事施行者及び設計者の住所及び氏名
- (4) 現場管理者の氏名
- (5) 宅地の所在及び地番
- (6) 宅地の面積
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による工事を行う場合について準用する。

(工事の一部完了検査)

第 6 条 市長は、許可工事に係る宅地が次の各号に該当するときは、造成主の申出により、当該許可工事の一部について、工事完了の検査をすることができる。

- (1) 分割が可能であり、かつ、分割されたそれぞれの宅地が独立して使用に供することができるものであること。
- (2) 分割によって他の宅地等の災害の防止の支障とならないこと。
- (3) 市長が分割を適当と認めること。

(工事中止の届出)

第 7 条 造成主は、許可工事を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出工事の変更等の届出)

第 8 条 法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出た者は、その届出に係る事項を変更し、又は届出に係る工事の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(技術的基準)

第 9 条 市長は、令第 15 条第 1 項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、次に掲げる工法のいずれかをもって令第 6 条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

- (1) 間知石から積工その他のから積工
- (2) 積苗工
- (3) その他市長が適当と認める工法

(申請書等の様式)

第 10 条 申請書等の様式は、次の表に掲げるところによる。

名称	事項	様式
身分証明書	法第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条第 2 項関係	第 1 号様式
宅地造成に関する工事の協議申出書	法第 11 条関係	第 2 号様式
宅地造成に関する工事の変更許可申請書	法第 12 条第 1 項本文関係	第 3 号様式
宅地造成に関する工事の変更届出書	法第 12 条第 2 項関係	第 4 号様式
宅地造成に関する工事の変更協議申出書	法第 12 条第 3 項関係	第 5 号様式
工事着手日・現場管理者の決定・変更届	第 4 条関係	第 6 号様式
宅地造成に関する工事の中止届出書	第 7 条関係	第 7 号様式
届出工事の変更届出書	第 8 条関係	第 8 号様式
届出工事の廃止届出書	第 8 条関係	第 9 号様式

附 則

改正 平成 7 年 3 月 31 日規則第 148 号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 31 日規則第 148 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 11 月 26 日規則第 68 号)

この規則は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 152 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 2 月 15 日規則第 93 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 1 日規則第 64 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

※申請書等の様式については、都市計画局都市景観部開発指導課のホームページ (http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-4-0-0_5.html) に掲載しており、ダウンロードできますので、ここでは省略しています。

宅地造成の手引

昭和53年	7月	改訂
平成7年	4月	改訂
平成9年	10月	改訂
平成10年	4月	改訂
平成11年	4月	改訂
平成13年	1月	改訂
平成18年	11月	改訂
平成19年	11月	改訂
平成21年	4月	改訂
平成22年	4月	改訂
平成24年	4月	改訂
令和3年	4月	改訂
令和4年	4月	改訂

発行者 京都市都市計画局都市景観部開発指導課

京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町488番地

電話 (075) 222-3558

FAX (075) 213-0156